

# 「ヤングケアラー」を知っていますか？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間・・・「ヤングケアラー」は、これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

●自分はやングケアラーかもしれない ●「ヤングケアラーかも？」と気になる子どもがいる  
こんな場合は、ひとりで悩まずに相談・連絡してください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁 (<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/>) (参照：令和6年9月13日)

## ●益田市ヤングケアラー相談窓口●

なやむな  
☎ 0120-71-7867

【場 所】市立保健センター（駅前ビル EAGA2 階）  
市子ども家庭支援課内

【相談受付時間】8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始休み）

【専用メール】✉ ycsoudan@city.masuda.lg.jp

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための取組として、次のとおり全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、通常より時間を延長して電話相談を受付けます。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などでお困りの方、周りでそういったことを見聞きしたという方は、ひとりで悩まずにご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。安心してご相談ください。

※法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

### 「女性の人権ホットライン」強化週間

11月13日(水)～19日(火)

☎ 0570-070-810

8:30～19:00

(土・日曜日は10:00～17:00)

【問い合わせ先】松江地方法務局人権擁護課 ☎ 0852-32-4260